

# それゆけ! ほむらくんの 消防設備講座!

## 第15回 防火設備

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、建物の内部や階段等に設置されている「防火設備」について説明します。



それは「**防火戸**」といわれる、**防火設備**なんだ。建物の一定の範囲を区画して、その区画ごとに火災拡大の防止とあわせて煙からの影響を防止するために設置されている。防火設備は炎を防ぐ性能（**遮炎性能**）や、煙を防ぐ性能（**遮煙性能**）が必要とされているぞ。

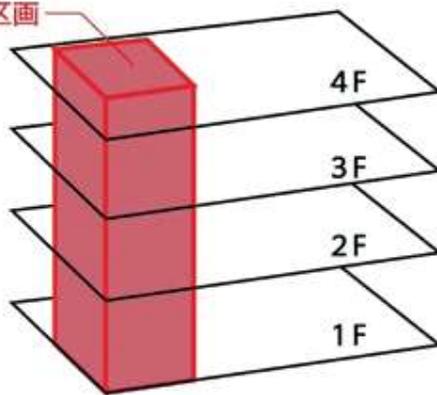
防火戸



階段の出入口にある扉って、重たいですよね？何か理由があるんですか？

建物の用途、規模、構造に応じて法令で定められており、一定の面積ごとの区画（**面積区画**）縦方向の区画（**縦穴区画**）用途ごとの区画（**異種用途区画**）11階以上の階（**高層区画**）を形成する部分に設置されているぞ。

縦穴区画



縦穴区画の例

どうしたとて、あるんですか？

こういった種類があるんですか？



耐火クロススクリーン  
(非常口付き)



防火シャッターと  
耐火クロススクリーン

防火設備の種類として、防火戸(防火扉、防火シャッター)、耐火クロススクリーンとドレンチャーなどがあるぞ。

近年発生した多数の方が亡くなられる火災では、防火設備が作動しないことで被害が拡大したことが問題となった。そのため、平成27年に建築基準法令の法改正があり、建築士や「防火設備検査員」による防火設備の検査や点検が必要となった。



ドレンチャー  
散水ヘッド

命を守る大切な扉です



防火設備は常に閉まっているものと、普段は開いているが、煙感知器等に連動して自動的に閉まるものがある。

普段開いている防火設備は、火災時には確実に作動するよう、周りに物を置かないようにするなど口頃から適切な管理を心がけてほしい。

## ほむらくんの チェックポイント!!



### 【関係法令】 (防火区画)

建築基準法施行令第112条

### 【防火戸その他の防火設備】

建築基準法施行令第109条

### 【防火設備の基本的な性能】

- ・遮炎性能
- ・遮煙性能
- ・遮熱性能
- ・危害防止措置性能
- ・避難性能
- ・自動閉鎖性能

### 【防火設備の基準】

(常時閉鎖式防火戸)

- ・直接手で開放できること
- ・自動的に閉まること
- ・戸の面積は3平方メートル以下
- ・ストッパーがないこと

(常時開放式防火戸)

- ・随時閉鎖できること
- ・煙感知器や温度ヒューズ等と連動して自動閉鎖できること
- ・くぐり戸を設けること
- ・防火シャッター及び耐火クロススクリーンには危害防止装置を設けること